

当会の取扱い商品の誤認防止にかかる留意事項について

当会で取扱う投資信託等について、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 投資信託，J Aバンク資産運用サービス及び金銭債権は，貯金ではありません。
2. 投資信託，J Aバンク資産運用サービス及び金銭債権は，貯金保険制度の対象ではありません。
3. 投資信託，J Aバンク資産運用サービス及び金銭債権は，元本の返済は保証されておりません。

※ 金銭債権のうち譲渡性貯金（預金）については，上記と異なる場合があります。
詳しくは，窓口にてお尋ねください。